



私学助成園等

# 幼児教育・保育の無償化に関する説明会

[幼稚園・認定こども園]

令和元年9月20日(金)

こども青少年局保育・教育運営課

# 目次

1	認定申請手続き等について.....	1
2	園に送付する帳票等について.....	13
3	私学助成幼稚園副食費免除制度（補足給付事業）について.....	16
4	市型預かり保育以外の預かり保育に係る提供証明書の交付について.....	26

## 【お問い合わせ先】

	議事内容	お問い合わせ先	
		担当課	電話番号
1	認定申請手続き等について	保育・教育運営課 支給認定担当	045-671-3990
2	園に送付する帳票等について	保育・教育運営課 システム担当	045-671-2709
3	私学助成幼稚園副食費免除制度（補足給付事業）について	保育・教育運営課 無償化担当	045-671-3710
4	市型預かり保育以外の預かり保育に係る提供証明書の交付について	保育・教育運営課 無償化担当	045-671-3710

# 1 認定申請手続等について

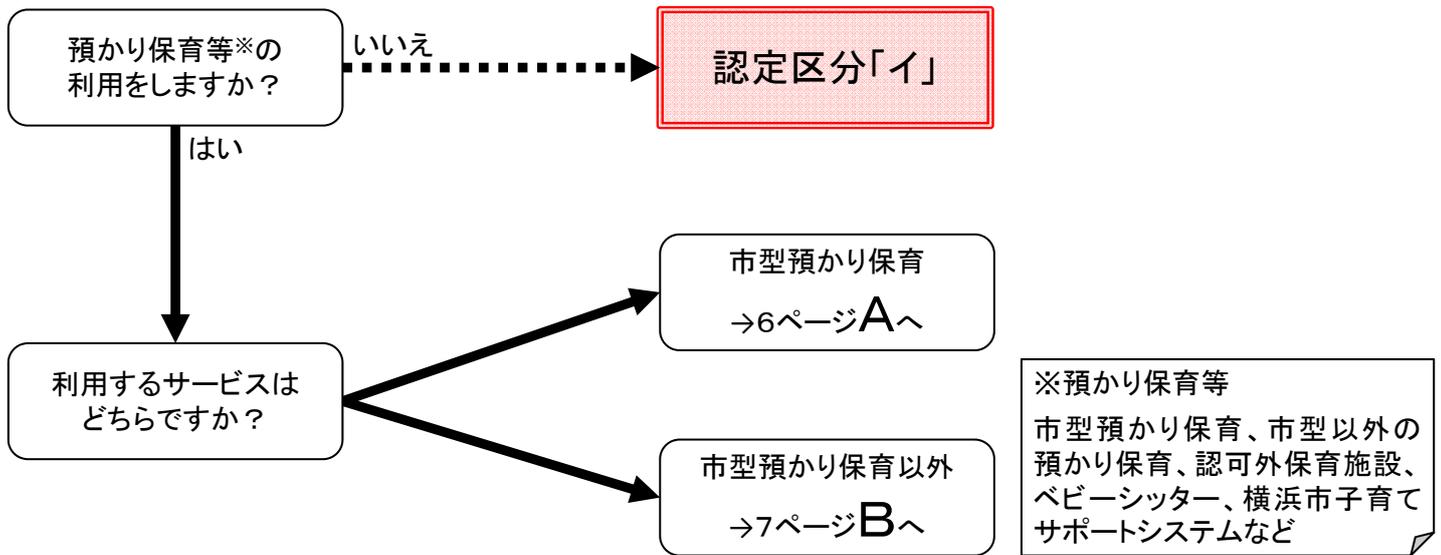
横浜市こども青少年局保育・教育運営課  
支給認定担当

## 目次

- (1) 給付認定決定通知書について
- (2) 認定申請フローチャートの変更
- (3) 認定申請における留意点
- (4) 令和2年度 認定申請手続スケジュール【4月】
- (5) 令和2年度 認定申請手続スケジュール【5月～】
- (6) 令和2年度の流れ(認定関係)
- (7) 給付認定基準の改正について

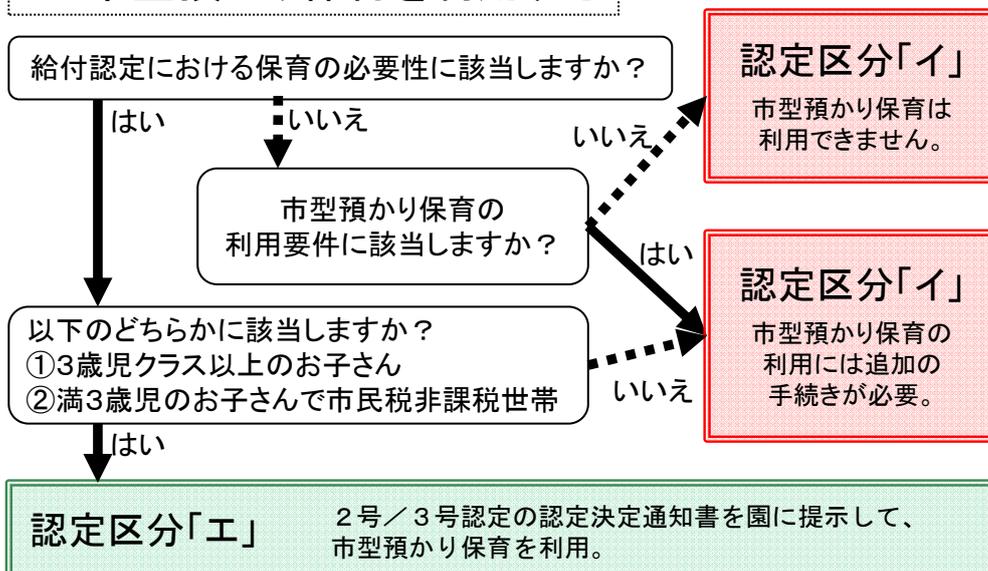


## (2) 認定申請フローチャートの変更 10月1日(火)～



## (2) 認定申請フローチャートの変更 10月1日(火)～

### A 市型預かり保育を利用する



#### 市型預かり保育の利用要件

上記の「保育の必要性」に加えて、

- ・月48～64時間の就労
- ・月48～64時間の介護・看護
- ・月48～64時間の通学

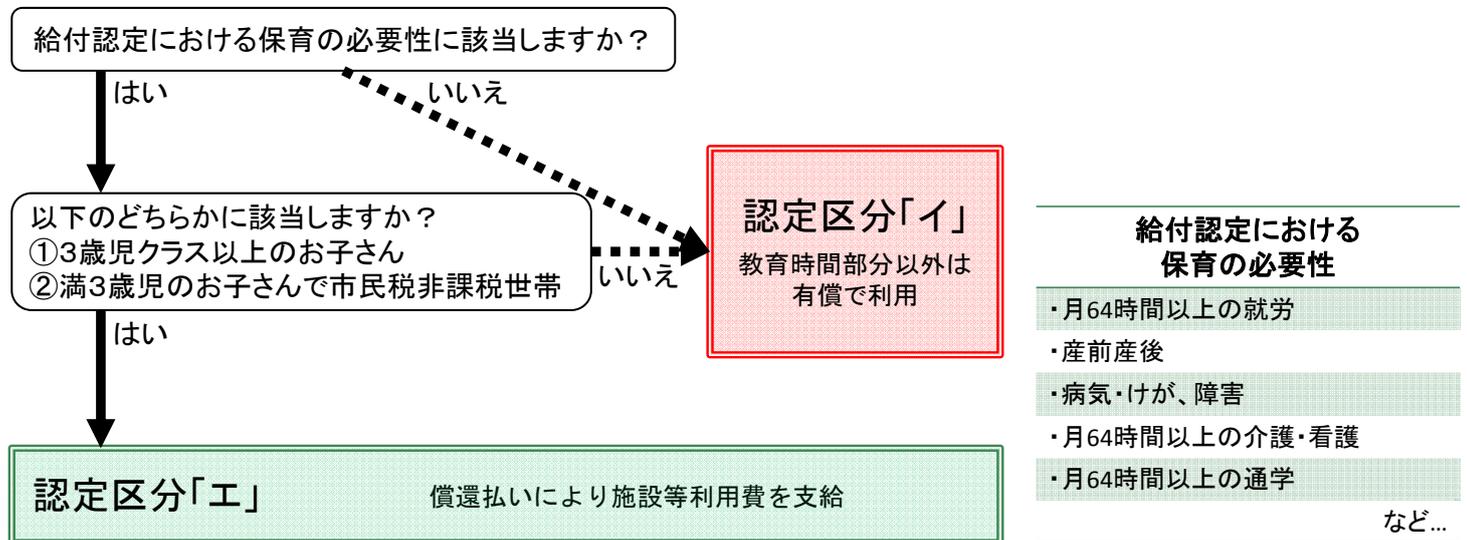
#### 給付認定における保育の必要性

- ・月64時間以上の就労
- ・産前産後
- ・病気・けが、障害
- ・月64時間以上の介護・看護
- ・月64時間以上の通学

など...

## (2) 認定申請フローチャートの変更 10月1日(火)～

### B 市型預かり保育以外のサービスを利用する



別紙(利用案内4・5ページ)

7

## (3) 認定申請における留意点

### 10月以降の申請書類の提出先について

- ・ 在園児については、園で取りまとめた申請書類について、横浜市(局)が回収していましたが、今後は各区こども家庭支援課への提出となります。(回収方法は各区にお問い合わせください。)

### 2号／3号認定を追加したい場合の取扱いについて(1号在園児)

- ・ 教育時間部分を利用していた児童(1号認定のみ取得)が、預かり保育等を利用したいと思い、2号／3号認定を追加で取得したい場合は、保護者が区へ申請書類を提出します。  
※園経由での申請書類の提出は、新規入園の時のみです。

8

## (4) 令和2年度 認定申請手続スケジュール【4月】

利用案内等の送付 (区→園)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 10月上旬(原則として10月4日(金))までに送付。</li><li>・ 利用案内に加えて、回収用の袋も送付。</li></ul>
利用案内等の配付 (園→保護者)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 10月15日(火)解禁。</li><li>・ 原則として入園内定者にのみ配付してください。</li></ul>
申請書類等の回収 (保護者→園→局)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 各園では11月末までに回収を終えてください。</li><li>・ 園からの回収は、12月2日(月)～5日(木)で実施。</li></ul>
認定結果の送付 (区→園/保護者)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 1月下旬までに園/保護者に送付します。</li></ul>

9

## (4) 令和2年度 認定申請手続スケジュール【4月】

### 利用案内等の送付(区→園)

9月末以降、区から各園へ利用案内・申請用封筒を送付します。

<送付物>

- ・ 利用案内
- ・ 申請用封筒
- ・ 園向け通知文
- ・ 青袋(申請書類回収用) など

10

## (4) 令和2年度 認定申請手続スケジュール【4月】

### 利用案内等の配付(園→保護者)

10月15日(火)以降、園から保護者に利用案内等を配付します。

配付時、以下の項目についてご案内ください。

- 申請書類は、園で取りまとめ後、横浜市が回収すること。
- 園への提出時には、申請用封筒の封をして提出すること。

※基本的に、入園内定者に対して配付することを想定しています。

※園への提出締切日は、市の回収日程を踏まえ、園でご設定ください。

認定申請に関する問い合わせについては、  
専用ダイヤル(045-840-6064)又は園の所在区こども家庭支援課をご案内ください。

11

## (4) 令和2年度 認定申請手続スケジュール【4月】

### 申請書類等の回収(保護者→園→局)

横浜市が委託する配送業者が、12月2日(月)～5日(木)に回収に伺います。

※回収日程については、11月下旬までに区から各園にお知らせします。

回収の際、以下の項目についてご協力ください。

- 申請用封筒を、提出者名簿順に並べること。
- 在園児／新入園児でかたまりを分けること。(移行園のみ)

回収の際、委託業者は横浜市から業務を受託した旨の証明書を提示します。

12

## (4) 令和2年度 認定申請手続スケジュール【4月】

### 認定結果の送付（区→園／保護者）

1月下旬までに、園／保護者に対して認定結果を送付します。

#### 園向け 施設・事業利用者一覧

- ・ 詳しくは、別紙をご確認ください。

#### 保護者向け 給付認定決定通知書

- ・ 保護者は、以下のいずれかの給付認定決定通知書を受け取ります。
  - 認定区分が「法第30条の4 1号認定」……教育時間部分のみ無償化の対象
  - 認定区分が「法第30条の4 2号認定」……預かり保育等の利用分も含めて無償化の対象

13

## (5) 令和2年度 認定申請手続スケジュール【5月～】

### 利用案内等の送付 （区→園）

- ・ 利用案内が不足した場合は、区へ連絡してください。

### 利用案内等の配付 （園→保護者）

- ・ 入園内定後、保護者に配付してください。
- ・ 原則として入園内定者にのみ配付してください。

### 申請書類等の回収 （保護者→園→区）

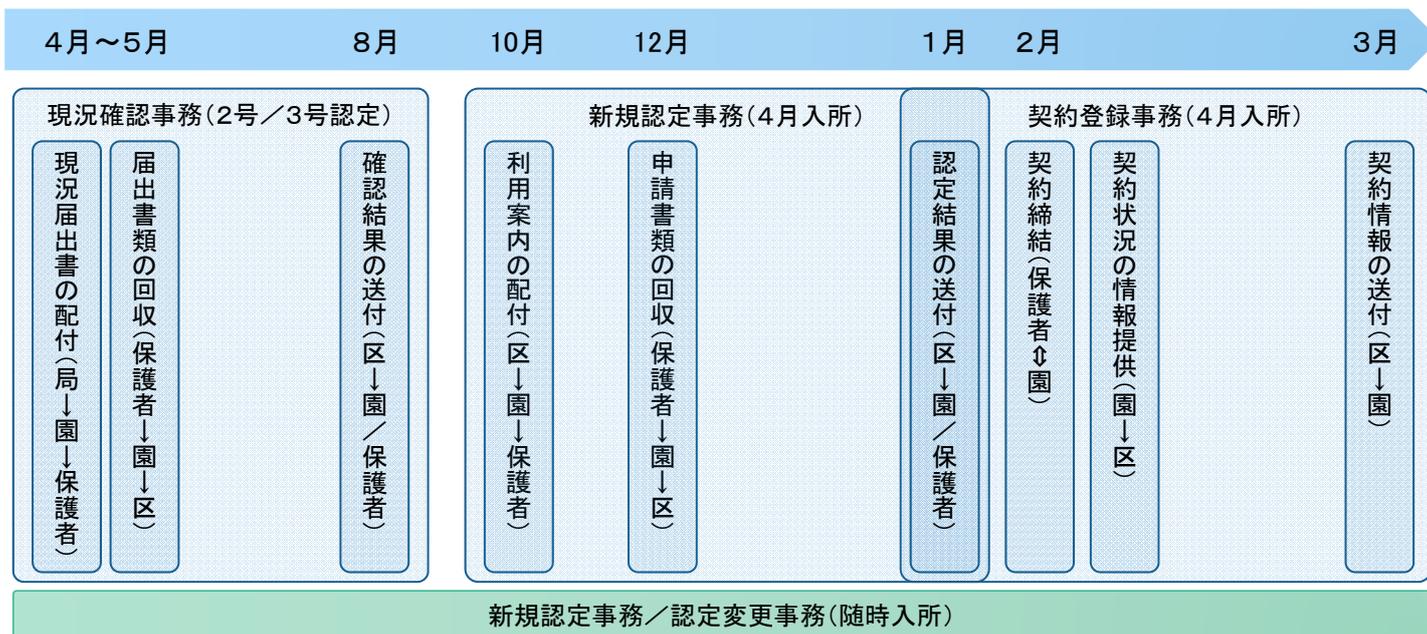
- ・ 園の提出先が「区」になりますので、ご注意ください。
- ・ 提出方法については、各区にご確認ください。

### 認定結果の送付 （区→園／保護者）

- ・ 認定決定後、園／保護者に送付します。

14

## (6) 令和2年度の流れ(認定関係)



15

## (7) 給付認定基準の改正について

令和2年4月認定開始分より、給付認定基準を改正しました。  
 主な変更点は、以下のとおりです。

### 就労事由等における下限の変更

- 保育の必要性をより細やかに捉えることができるよう、就労事由について「1日4時間、月16日以上」としていた下限を、「月64時間以上」に変更します。
- 通学事由や介護事由についても、就労事由と同様に下限を「月64時間以上」に変更します。

### 出産事由における多胎妊娠への対応

- 産前産後の定義(産前産後各8週間)について、多胎妊娠に対応するため、労働基準法における多胎妊娠の産前休暇期間(14週間)を給付認定基準に明記します。

### 育児休業中の利用継続条件の見直し

- 0歳児クラス～2歳児クラスに在籍している児童が、育児休業中の利用継続を理由として給付認定を受ける場合に設けていた「育児休業の取得4か月前から利用している」旨の条件を削除します。

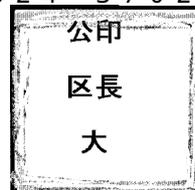
関内 さくら 様



【問い合わせ先】

〒221-0824  
横浜市神奈川区広台太田町3-8  
神奈川福祉保健センター  
子ども家庭支援課  
電話 : 045-411-7113  
FAX : 045-324-3702

横浜市神奈川区長



## 施設等利用給付認定 決定通知書

令和元年 8月 5日に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

給付認定者 保護者 (申請者)	氏名	関内 さくら	
	生年月日	昭和56年 9月 25日	
	住所	横浜市神奈川区新子安三丁目4番5-605号	
給付認定に係る児童	氏名	関内 花子	
	生年月日	平成27年 8月 5日	
認定証番号	141316371121		
認定区分	子ども・子育て支援法 第30条の4 2号認定		
給付認定の有効期間	2号認定： 令和元年10月 1日 ~ 令和 4年 3月 31日		
保育必要量			
保育の 必要性の 認定事由	関内 太郎	就労	
	関内 さくら	就労	
備考			

- 1 保育必要量は、法19条2号認定又は3号認定の場合のみ印字されます。
- 2 保育の必要性の認定事由は、2号認定又は3号認定の場合のみ印字されます。
- 3 上記枠内に示した給付認定の有効期間の前であっても、申請日以後に特定子ども・子育て支援施設を利用していた場合は、施設等利用費が支給される場合があります。

この処分に不服があるときは、この通知書を受けとった日の翌日から起算して3月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。  
(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)  
また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、横浜市長を被告として(訴訟において横浜市を代表するものは横浜市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(FKD05FM10060)





## 2 世帯の状況等に変更があった際の各種申請・届出の提出について

下の表に示す書類を園のある区の区役所こども家庭支援課に提出し、認定変更等の申請・届出を行ってください。（※横浜市外の園を利用している場合は、お住まいの区の区役所こども家庭支援課に提出してください。）

	主な変更の内容	提出書類	
		認定変更申請書	その他必要な書類
1号認定、2.3号認定共通	横浜市外に転居する（転出時に必ずお手続きください。）	-	認定取消申請書
	横浜市内で転居した	○	変更内容を確認できる資料 （必要な場合）
	世帯構成に変化があった（離婚、結婚、同居家族の増減、単身赴任、家計の主宰者の変更、生活保護の受給開始（終了）等） ※ 世帯構成の変更により、副食費の減免が変更になる場合があります。		
	横浜市外に居住していた方で、その市区町村で課税された市民税額に変更があった（課税年度が変わった場合を含む） ※ 副食費の減免が変更になる場合があります。	○	住民税（非）課税証明書
	きょうだい児が多子軽減の対象施設・事業を利用するまたは利用をやめる ※ 認可保育所等以外の多子軽減の対象施設・事業とは、横浜保育室、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援および医療型児童発達支援を指します。	利用する ○ 利用をやめる	きょうだい児多子軽減届出書、 在籍等証明書 -
	幼稚園または認定こども園の利用をやめる ※ 事前に提出してください。 給付認定の必要がなくなった	- -	利用施設届出書（幼稚園等用） 認定取消申請書
2.3号認定のみ	仕事をやめた（求職中になった）	○	-
	就労状況が変わった（勤務時間、通勤時間、仕事を始めた、仕事が変わったなど）	○	就業（予定）証明書
	産前産後休業に入る	○	母子健康手帳のコピー
	育児休業が終了し仕事に復帰する ※ 復職証明書は必ず復職後に記載し、復職後2週間以内に提出してください。	○	復職証明書
	育児休業を取得した場合に、すでに無償化対象施設等を利用しているお子さんの利用を継続したいとき	○	育児休業証明書 契約書のコピーまたは在園証明書

## 3 無償化分の給付費の請求について

幼稚園・認定こども園（教育時間部分）及び横浜市私立幼稚園預かり保育事業を利用する場合は、園に支払う利用料が既に減免されていますので、この手続は不要です。

10月以降、無償化対象施設等に支払った利用料に対する給付を受けるためには、横浜市に対して「無償化分の給付費の請求」を行う必要があります。請求の際には各施設が発行する「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼証明書（以下「領収証兼証明書」という。）」の添付が必要となりますので、請求を行う前までに保護者氏名・認定期間等を記載した上で施設に領収証兼証明書の交付を依頼してください。

なお、領収証兼証明書や給付費の請求書など、給付費の請求に必要な様式等については、10月頃までに横浜市ウェブサイト等でご案内する予定です。

## 4 現況確認について（2号認定・3号認定の場合のみ）

来年度以降も施設等利用給付認定を保有し続ける場合、保育を必要とする状況が継続していることを確認するために、現況確認として現況届出書及び証明書類の提出が必要です（2号認定・3号認定の場合のみ）。

現況確認については、対象となる皆様に対して、令和2年春頃のご案内を予定しています。

現況届出書等の提出がない場合、給付認定が継続できなくなることがありますので、必ず提出してください。

## 2 園に送付する帳票等について

こども青少年局保育・教育運営課  
システム担当

1

### (1) 契約締結登録者一覧

内容:新規に利用(契約)する児童の一覧

情報:児童氏名、生年月日、保護者氏名、住所、認定期間、契約期間、きょうだい区分、副食費免除など

送付元:(園が所在する)区こども家庭支援課

対象者	送付時期
令和元年10月1日時点の利用児童	令和元年10月初旬
それ以降の利用児童 (令和2年4月利用児童含む)	利用開始日の前月末

2



# 帳票イメージ(契約児童情報変更票)

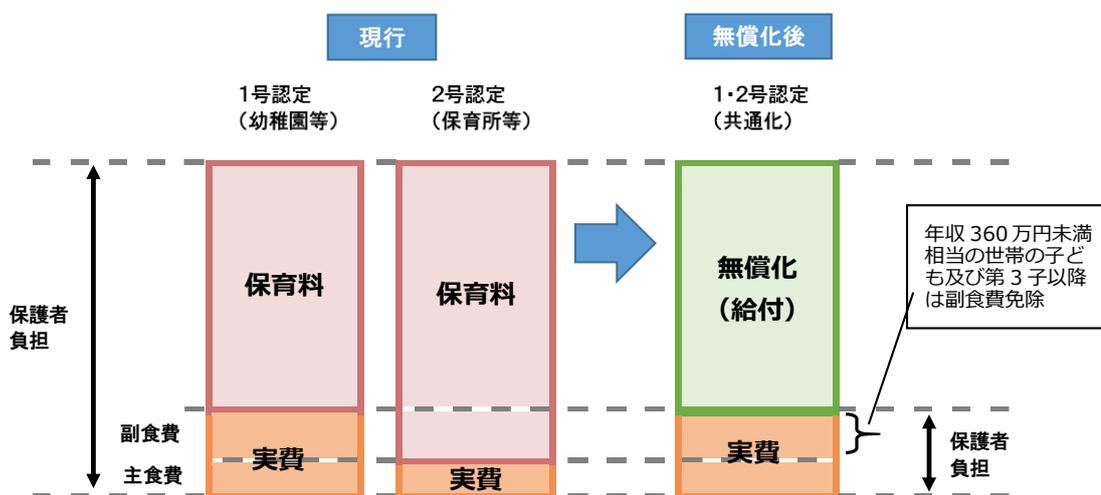
○○××幼稚園 施設長 様		契約児童情報変更票	
契約児童の情報に変更がありましたので次のとおり送付します。			
対象期間:	令和 2年 4月23日	～	令和 2年 5月24日
クラス:	3歳児		
<b>【変更前】</b>			
児童氏名	生年月日	保護者氏名	生年月日
横浜 市郎	H28. 5. 30 3歳児	横浜 花子	S60. 8. 20
住所	横浜市中区本郷町111122223333444455555555丁目123545番地11111111		
利用開始日	R 2. 4. 1	認定番号	123456789012
契約期間	R 2. 4. 1 ~ R 5. 3. 31	認定区分	1号
負担区分等/対象加算等 (令和 2年度)	保育の必要事由		
負担区分	4月	5月	6月
副食費免除	第1子	第1子	第1子
7月	8月	9月	10月
11月	12月	1月	2月
3月			
<b>【変更後】</b>			
児童氏名	生年月日	保護者氏名	生年月日
横浜 市郎	H28. 5. 30 3歳児	横浜 花子	S60. 8. 20
住所	横浜市中区本郷町111122223333444455555555丁目123545番地11111111		
利用開始日	R 2. 4. 1	認定番号	123456789012
契約期間	R 2. 4. 1 ~ R 5. 3. 31	認定区分	1号
負担区分等/対象加算等 (令和 2年度)	保育の必要事由		
負担区分	4月	5月	6月
副食費免除	免除(A)	免除(A)	免除(A)
7月	8月	9月	10月
11月	12月	1月	2月
3月			
変更項目	変更法定処理日	変更適用日	
副食費免除	R 2. 4. 24	R 2. 4. 1	
			(FKD05FM1A340)

※1枚に1名の児童の情報が載ります。  
 ※変更部分が色付けされます。

### 3 私学助成幼稚園副食費補助制度（補足給付事業）について

#### (1) 概要

- 幼児教育・保育の無償化に伴い、食材料費の考え方が整理され、保育所等を利用する子どもの副食費について、無償化の対象外（園での実費徴収）となりました。



- 副食費の実費徴収にあたっては負担が増える世帯がないよう、施設型給付幼稚園・認定こども園・認可保育所では、副食費の免除対象者が規定されました。

#### 【免除対象者】

- ・ 年収 360 万円未満相当世帯の子ども
- ・ 第 3 子以降（小 3 までの子どもから順に数えて）の子ども

- 施設型給付園の利用者との公平性の観点から、私学助成幼稚園の利用者についても「実費徴収に係る補足給付事業」により、副食費にかかる費用の一部を市が補助することとなりました。
- 補助対象者は上記枠内と同様です。
- 給食費として実費徴収している費用のうち「副食費相当分（おかず、おやつ等）」を月額上限 4,500 円まで補助します。
- 主食以外の食材料費が対象です。人件費・光熱水費は除きます。
- 給付方法は施設型給付園と同様に、園が保護者に代わって補助金を受け取る「代理受領」を検討しています。

## (2) 対象

ア 対象園

給食を実施している私学助成幼稚園（外部搬入含む）

イ 対象費用

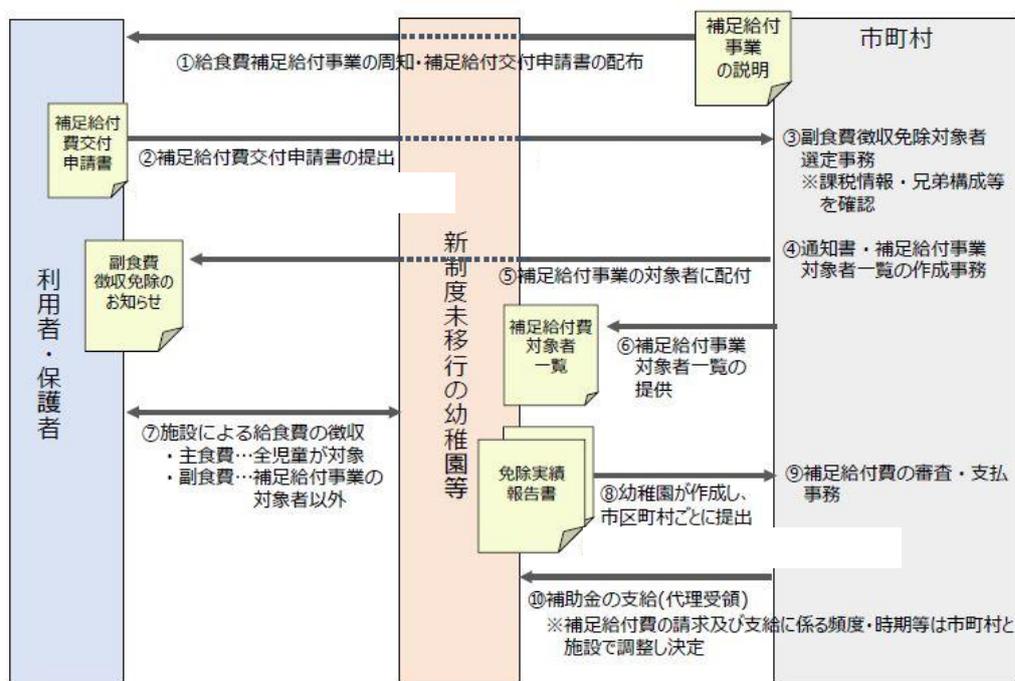
給食費にかかる副食材料費（ごはん・パン等の主食を除いたおかず分、人件費等除く）

ウ 対象児童

- ・ 年収 360 万円未満相当世帯の子ども（就園奨励補助金 A～D 区分相当）
- ・ 第 3 子以降（小 3 までの子どもから順に数えて）の子ども

※ 保護者が「補足給付交付申請書（仮）」にて横浜市に申請を行う必要があります。

## (3) 事務スキーム「代理受領」



- ② 副食費にかかる補足給付の交付を希望する場合は、保護者は「補足給付交付申請書（仮）」にて市に申請を行います。
- ⑤ 市は申請に基づき、世帯の課税情報や、きょうだい構成等を確認し、副食費の免除対象の可否を示した「副食費徴収免除のお知らせ（仮）」を保護者に通知します。
- ⑥ 補足給付事業対象者について一覧を施設にお示ししますので、対象者については副食費分を減額する等の対応をお願いします。
- ⑧ 園は市に、年に 2 回（3 月と 9 月を予定）、「免除実績報告書（仮）」及び「副食費にかかる補食給付確認書（仮）」を提出してください。
- ⑩ 市は内容等を審査、確認し、園に補助金を給付します。（4 月と 10 月を予定）

#### (4) 申請から副食費免除通知送付までの流れ（予定）

※ 局：こども青少年局  
区：園のある区のこども家庭支援課

##### ア R1 在園児

- 10月上旬 【園⇒保護者】 補足給付事業に関するチラシ、申請書等を配布  
※給食を実施している園のみとなります。お手数ですがご協力をお願いいたします。
- 10月下旬 【保護者⇒局】 郵送にて申請書提出（専用封筒あり）
- 11月 【区局】 審査、通知発送準備
- 12月中旬 【区⇒保護者】 副食費徴収免除のお知らせ（仮）送付  
【区⇒園】 副食費の免除対象者一覧（契約児童情報変更票）送付  
【園】 副食費の免除対象者に10月からの副食費（上限4,500円/月）を返金及び、  
以後の対象者の副食費を減額する等の対応をお願いします。

##### イ R2 新規入園児

- 10月～ 【園⇒保護者】 利用案内と合わせて、補足給付事業に関するチラシ、申請書等を配布  
【保護者⇒園】 認定申請書類一式と合わせて、必要に応じて補足給付交付申請書（仮）  
を提出
- 12月上旬 【園⇒局】 認定申請書類一式と補足給付交付申請書（仮）を局に提出（業者が園に回収  
に伺います）
- 1月下旬 【区⇒保護者】 認定決定通知書と合わせて副食費徴収免除のお知らせ（仮）を送付
- 3月 【区⇒園】 副食費の免除対象者一覧（契約締結者一覧）送付
- 翌年4月 【園】 対象児童分の副食費を減額する等の対応をお願いします

#### (5) 補足給付にかかる給付費の申請等について

別添様式（案）参照

#### (6) 給食の提供にかかる副食費相当額の算出方法について

10月から副食費の補助制度が始まるにあたり、給食のうち副食費相当額の算出をお願いいたします。  
給食の提供にかかる副食費相当額の算出に当たっては、「実際に要した副食費に相当する費用」を用  
いることが基本となります。なお、1食当たりの副食費相当額は、施設の子どもを通じて均一とし、年  
間を通しての平均額で構いません。

実際に要した副食費に相当する費用 = 1食当たりの副食費相当額 × 給食提供日数

1食当たりの副食費相当額 = 年間の副食費相当額 ÷ 給食を提供する児童の数 ÷ 年間の給食提供日数

ただし、「1食当たり副食費相当額」の算出が困難な場合においては、例外的に、便宜的な算出方法  
を用いることも可能です。

### 【副食費に相当する費用の算出方法】

給食の実施方法	副食費の算出方法（基本）	便宜的な算出方法の可否
自園調理 (食材自己購入)	各園で算出した「1食当たり副食費相当額」 ×給食提供日数	×
自園調理 (食材外部搬入)	外部搬入業者に依頼して算出した「1食当たり副食費相当額」 × 給食提供日数	○
外部搬入	外部搬入業者に依頼して算出した「1食当たり副食費相当額」 × 給食提供日数	○

### 【「1日当たり副食費相当額」の便宜的な算出方法】

- ① 園における1食当たり給食費 × 「給食費に占める副食費相当額の平均的な割合※」
- ② 園における1食当たり食材料費相当額 × 「食材料費に占める副食費の割合※」
- ③ 一律 225 円（新制度幼稚園の公定価格上の副食費徴収免除加算と同じ単価）

※国の要綱では、市町村に所在する他施設等の情報から推計した割合を適用することとなっていますが、現在のところ国、横浜市としての平均的な割合をお示しできる調査結果等はありません。

(案)  
副食費にかかる補足給付確認書

横浜市長

施設名称  
住所

代表者名  
担当者名  
電話番号 ( )

印

令和 年度 \_\_\_\_ 月から \_\_\_\_ 月分の副食費の補足給付について、次のとおり報告します。

対象児童名		生年月日	
-------	--	------	--

(円)

	給食費	補足給付額 (上限4,500円)		副食費にかかる 保護者負担額
		うち副食費		
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
		合計		

令和 年度 \_\_\_\_ 月から \_\_\_\_ 月分の副食費の補足給付について、確認しました。

令和 年 月 日

(保護者自署)

\_\_\_\_\_

(案)

補足給付交付対象園児 免除実績報告書

横浜市長

施設名称  
住所

代表者名  
担当者名  
電話番号 ( )

印

	園児名	生年月日	補足給付額 ( 月～ 月分)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
		合計	

横浜市で記入

**記入例1**

令和 2 年 3 月 31 日

(案)

副食費にかかる補足給付確認書

横浜市長

施設名称 **横浜幼稚園**  
 住所 **〒231-0017 横浜市中区港町1-1**  
 代表者名 **港 すみれ**  
 担当者名 **中 ゆいこ**  
 電話番号 **(045) 123-4567**



令和 1 年度 10 月から 3 月分の副食費の補足給付について、次のとおり報告します。

対象児童名	<b>横浜 太郎</b>	生年月日	<b>平成27年10月 1 日</b>
-------	--------------	------	---------------------

副食費が4,500円を超える場合→4,500円を記入  
 副食費が4,500円の場合→4,500円を記入  
 副食費が4,500円未満の場合→副食費の金額を記入

「副食費－補足給付額」の金額を記入  
 ※必ず0円以上になります(マイナスにはなりません)。

	給食費	補足給付額 (上限4,500円)		副食費にかかる保護者負担額
		うち副食費		
10月	<b>6000</b>	<b>5000</b>	<b>4500</b>	<b>500</b>
11月	<b>6000</b>	<b>5000</b>	<b>4500</b>	<b>500</b>
12月	<b>6000</b>	<b>5000</b>	<b>4500</b>	<b>500</b>
1月	<b>6000</b>	<b>5000</b>	<b>4500</b>	<b>500</b>
2月	<b>6000</b>	<b>5000</b>	<b>4500</b>	<b>500</b>
3月	<b>6000</b>	<b>5000</b>	<b>4500</b>	<b>500</b>
		合計	<b>27000</b>	<b>3000</b>

「副食費」、「補足給付額」及び「副食費にかかる保護者負担額」について保護者に確認をとった上で署名をいただってください。  
 ※「補足給付交付申請書」の「申請者」に署名をいただってください。

保護者記入項目

令和 1 年度 10 月から 3 月分の副食費の補足

令和 2 年 3 月 30

(保護者自署)

**横浜 花子**

# 記入例1

令和 2 年 3 月 31 日

(案)

## 補足給付交付対象園児 免除実績報告書

横浜市長

施設名称 **横浜幼稚園**  
 住所 **〒231-0017  
 横浜市中区港町1-1**  
 代表者名 **港 すみれ**  
 担当者名 **中 ゆいこ**  
 電話番号 **(045) 123-4567**

印

	園児名	生年月日	補足給付額 (10月～3月分)
1	横浜 太郎	平成27年10月1日	<b>27000</b>
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
		合計	<b>27000</b>

横浜市で記入

園児ごとに「副食費にかかる補足給付確認書」の「補足給付額(上限4,500円)」の「合計」の金額(黄色セル)を記入してください。

「補足給付額」の合計金額を記入してください。

**記入例2**

令和 2 年 3 月 31 日

(案)

副食費にかかる補足給付確認書

横浜市長

施設名称 **神奈川幼稚園**  
 住所 **〒231-0015 横浜市中区尾上町1-8**  
 代表者名 **関内 一郎**  
 担当者名 **新井 かなこ**  
 電話番号 **(045) 987-6543**

印

令和 1 年度 10 月から 3 月分の副食費の補足給付について、次のとおり報告します。

対象児童名	山下 花		生年月日	平成28年12月5日
	給食費	うち副食費	補足給付額 (上限4,500円)	副食費にかかる 保護者負担額
10月	5000	4000	4000	0
11月	5000	4000	4000	0
12月	5000	4000	4000	0
1月	5000	4000	4000	0
2月	5000	4000	4000	0
3月	5000	4000	4000	0
		合計	24000	0

副食費が4,500円を超える場合→4,500円を記入  
 副食費が4,500円の場合→4,500円を記入  
 副食費が4,500円未満の場合→副食費の金額を記入

「副食費－補足給付額」の金額を記入  
 ※必ず0円以上になります(マイナスには  
 なりません)。

「副食費」、「補足給付額」及び「副食費にかかる保護者負担額」について保護者に確認をとった上で署名をいただいでください。  
 ※「補足給付交付申請書」の「申請者」に署名をいただいでください。

保護者記入項目

令和 1 年度 10 月から 3 月分の副食費の補足

令和 2 年 3 月 31

(保護者自署)

山下 一郎

# 記入例2

令和 2 年 3 月 31 日

(案)

## 補足給付交付対象園児 免除実績報告書

横浜市長

施設名称 **神奈川幼稚園**  
 住所 **〒231-0015  
 横浜市中区尾上町1-8**  
 代表者名 **関内 一郎**  
 担当者名 **新井 かなこ**  
 電話番号 **(045) 987-6543**

印

	園児名	生年月日	補足給付額 (10月～3月分)
1	山下 花	平成28年12月5日	<b>24000</b>
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
合計			<b>24000</b>

横浜市で記入

園児ごとに「副食費にかかる補足給付確認書」の「補足給付額(上限4,500円)」の「合計」の金額(黄色セル)を記入してください。

「補足給付額」の合計金額を記入してください。

## 4 市型預かり保育以外の預かり保育に係る提供証明書の交付について

こども青少年局保育・教育運営課  
無償化担当

### 【幼児教育・保育の無償化の対象と範囲】

	認可保育所等	施設型給付幼稚園・認定こども園		私学助成幼稚園		認可外保育施設等
		教育	預かり保育	教育	預かり保育	
3～5歳児クラス	○	○	○(※) (上限11,300円)	○ (上限25,700円)	○(※) (上限11,300円)	○(※) (上限37,000円)
満3歳児 <small>(3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども)</small>		○	×	○ (上限25,700円)	×	
市民税非課税世帯の満3歳児 <small>(3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども)</small>		○	○(※) (上限16,300円)	○ (上限25,700円)	○(※) (上限16,300円)	
市民税非課税世帯の0～2歳児クラス	○	(※)無償化にあたり保育の必要性の認定が必要				○(※) (上限42,000円)

## (1) 市型預かり保育以外の預かり保育の支給対象となる方

- ① **保育の必要性の認定**を持ち、
- ② 預かり保育実施園の**在園児**で、
- ③ **認定の有効期間中**に市型以外の預かり保育を利用した方

注意：市型預かり保育を利用した月は支給対象外です！

## (2) 施設等利用費（預かり保育）の計算方法

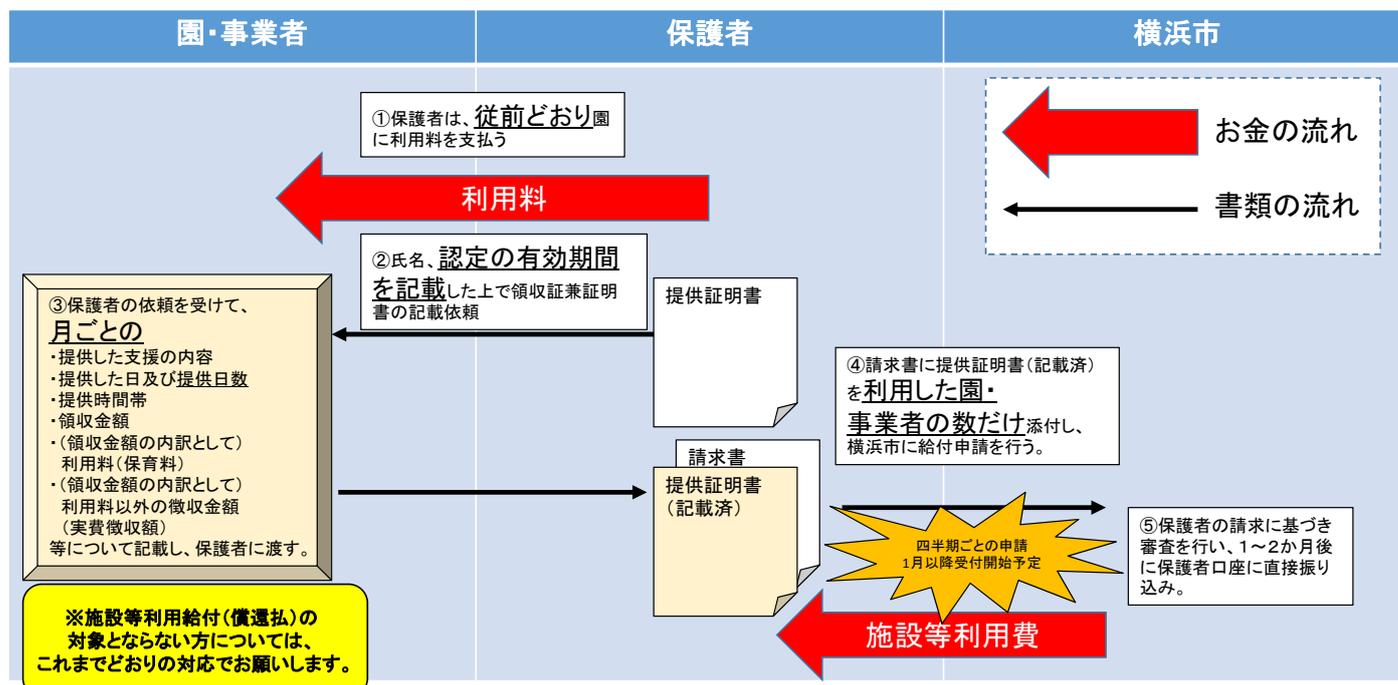
	3～5歳児（2号）	満3歳の非課税世帯等（3号）
上限額/月	11,300円	16,300円
給付額 ①、②のいずれか低い額	①450円×預かり保育利用日数 ②実際の支払額	①450円×預かり保育利用日数 ②実際の支払額

※認可外保育施設等の利用料も含めて無償化の給付を受けられる園に在園するお子さんの場合

	3～5歳児（2号）	満3歳の非課税世帯等（3号）
上限額/月	11,300円	16,300円
給付額 ①、②のいずれか低い額	①450円×預かり保育利用日数 +認可外保育施設等の利用料 ②実際の支払額	①450円×預かり保育利用日数 +認可外保育施設等の利用料 ②実際の支払額

実際の給付金額は、保護者からの請求に応じて横浜市が審査したうえで決定します。

### (3) 施設等利用費の請求事務の流れ



### (4) 記載にあたっての注意事項

#### 【注意事項】

- ア 「月ごと」に記載してください。
- イ 食材料費等は無償化の対象外となりますので、「利用料以外の徴収金額欄」にご記入ください。
- ウ 無償化の給付は過去2年間に遡って受給することができますので、卒園後に「特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書」の交付依頼が入る可能性があります。
- エ 無償化の対象施設は、特定子ども・子育て支援の提供の記録(提供した日、提供した時間帯、支援の具体的な内容等)を5年間保存する必要があります。

証明希望  
年月

1 年 10 月分 (案) 特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書

認定証番号

123456789123

フリガナ	ヨコハマ ハナコ	認定子ども との続柄	
氏名	横浜 花子	母	

フリガナ	ヨコハマ タロウ	
氏名	横浜 太郎	

施設等利用給付認定の有効期間	
1年 10月 1日～ 2年 3月 31日	

※ (保護者) 上部に保護者が記入後、園・施設に下部の記載を依頼してください

※ (特定子ども・子育て支援提供者様) 保護者から受領後、下部に記載して保護者に渡してください

【 1 年 10 月】分の特定子ども・子育て支援の提供について

※必ず、「月ごと」に記載してください。

認可外保育 <input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 居宅訪 (ベビースタター) 一時保育	特定子ども・子育て支援の内容 <input type="checkbox"/> にレを記入	認定の有効期間中に提供した日 (預かり保育は提供日数も記載) ※実際の利用日を記入	提供時間帯 ※標準的な利用時間帯を記入	認定の有効期間中の費用 (領収金額から特定費用を 除いた金額) 無償化対象	特定費用(★) の金額 無償化対象外
<input type="checkbox"/> 乳幼児一時預かり事業 <input type="checkbox"/> 横浜市一時保育事業(市立舎) 一時預かり事業 <input type="checkbox"/> 24時間型緊急一時保育事業 <input type="checkbox"/> 横浜市休日一時保育事業 <input type="checkbox"/> 病児保育事業(病後児保育事業も含む)	特定子ども・子育て支援の内容 <input type="checkbox"/> にレを記入	1 日 ~ 25 日 ( 4 日 ) 日 ~ 日	8 : 30 ~ 16 : 30	3,600 円 400 円	円 円

★いくつか利用時間にパターンがある場合でも、主な利用時間を1つ記載してください。

★月のうち、例えば1日、10日、15日、25日と4回利用した場合でも、月の最初の日と最後の日を記入してください。

★昼食代やおやつ代の領収額は、「無償化対象外」に記載してください。

私立幼稚園2歳児受け入れ推進事業を実施した場合は、こちらにチェックをお願いします。

★日用品、文具類、行事参加費、食材料費、通園送迎費等実費徴収となるもの

上記のとおり認定子どもに対し、特定子ども・子育て支援を提供したこと及び特定子ども・子育て支援の費用の額を証明します。

1 年 11 月 5 日

横浜市港区港町1-1

横浜市関内幼稚園

山手 桜子

045-123-4567

※子ども・子育て支援法施行規則第28条の19第2項に基づき特定子ども・子育て支援に要した費用の額に関する証拠書類も兼ねることができます。



幼稚園設置者各位

横浜市こども青少年局子育て支援部 保育・教育運営課  
運営指導等担当課長 柿沼 千尋

### 幼稚園併設施設に係る認可外保育施設の届出の取扱いについて（依頼）

日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

幼児教育・保育の無償化に伴い、児童福祉法施行規則の一部が改正され、『幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設』（以下「幼稚園併設施設」という。）が、児童福祉法の規定に基づく届出の対象となる予定です。

そのため、該当施設については、認可外保育施設の設置届を提出していただく必要がありますので、次のとおりご対応いただきますよう、お願いいたします。

- 1 各園において、自園内の施設が、児童福祉法に基づく届出対象施設に該当する可能性があるかをご確認ください。

#### 【届出対象施設】

幼稚園併設施設で、幼稚園における子育て支援活動等とは区別された形で乳幼児を保育している実態がある施設。

(例)

余裕教室や敷地内の別の建物など、在園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているもの。

※幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設や、幼稚園における子育て支援活動等と区別がつかない活動を実施している施設（例えば、幼稚園の在園児と同じ部屋で預かりを実施しているもの）については、届出対象外です。

※幼稚園が児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に基づく一時預かり事業を実施している場合については、従来どおり、児童福祉法等に則り適正に実施されることが求められるため、一時預かり事業としての届出が必要となります。

裏面あり

2 届出対象に該当する施設がある場合や、該当するか判断に迷う場合には、横浜市の担当へご連絡ください。

**【連絡先】**

横浜市こども青少年局 保育・教育運営課 運営指導係（認可外保育施設担当）

担当：鈴木、宮本

電話：045-671-3564

3 担当と相談した結果、該当施設と認められる場合には、認可外保育施設設置届及び無償化の確認申請書を今回の依頼に限っては、市役所下記担当へ提出してください。

（令和元年10月1日以降、新規に幼稚園併設施設を設置される場合は、施設の所在する各区役所へ各種書類を提出してください。）

**【提出期限】**

**令和元年9月30日（月）**

※10月1日以後に新規に開設された幼稚園併設施設については、児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき、事業の開始の日から1月以内に届出を行うこととなります。

※届出をした場合は、毎年4月に区役所へ運営状況報告書を提出し、年に1回の定期立入調査を受けていただくこととなります。

※本通知以前に、幼稚園併設施設について、児童福祉法第59条の2第1項各号に掲げる事項に相当する事項届出を各区役所へ提出されている場合は、届出を行ったものとみなされるため、新たな届出は不要です。

ご不明点その他お問い合わせにつきましては、下記担当までご連絡ください。

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

横浜市こども青少年局 保育・教育運営課

運営指導係 鈴木・宮本

電話：045-671-3564

